

こ 成 事 第 4 5 3 号
令 和 5 年 8 月 22 日
こ 成 事 第 5 5 2 号
令 和 5 年 12 月 6 日
こ 成 事 第 6 1 5 号
令 和 6 年 8 月 6 日
こ 成 事 第 6 7 3 号
令 和 6 年 9 月 19 日
こ 成 事 第 2 6 4 号
令 和 7 年 4 月 24 日
こ 成 事 第 2 6 9 号
令 和 8 年 4 月 8 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱
(以下「交付要綱」という。) により行うこととし、令和5年4月1日より適用すること
としたので通知する。

子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱

(通 則)

第1条 子ども・子育て支援施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び子ども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設（以下、「病児保育施設」という。）の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいい、「病児保育施設」とは、児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業を実施するための建物をいう。

第4条 この要綱において、「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整 備 内 容
創 設	新たに施設を整備すること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ※地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、令和5年8月22日こ成事第430号子ども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。
拡 張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	令和5年8月22日こ成事第462号子ども家庭庁成育局長通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（以下「通知」という。）の第4により整備すること。
応急仮施設整備	通知の第6により整備すること。

(交付の対象)

第5条 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 市町村が設置する第3条に定める放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）
- (2) 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた者が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助
ただし、(1)又は(2)に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第2項に規定する専用区画に関する基準（おおむね1.65平方メートル以上）を満たしていない場合には、交付の対象としないものとする（市町村が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。）。
- (3) 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人及び日本赤十字社及びその他児童福祉法第6条の3第13項に基づき事業を実施する市町村が認めた者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する第3条に定める病児保育施設の整備に対して行う補助

(交付金の対象外)

第6条 この交付金は、次に掲げる費用については交付金の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第7条 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市町村が施設の整備を行う場合

別表1及び2の第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に第6欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

- (2) 市町村が社会福祉法人等の行う施設の整備に対して補助を行う場合

(1)に定める方法と同様の方法による。（ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）

(国の財政上の特別措置)

第8条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表3及び

4に基づき、交付額を算定するものとする。（この場合の交付額の算定方法は、第7条による。）

ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189条）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算するものとする。

- （1）沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
- （2）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合
- （3）山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））
- （4）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備の場合
- （5）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備の場合

（交付の条件）

第9条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）市町村が施設の整備を実施する場合
 - ア 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
 - イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
 - （ア）建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - （イ）建物等の用途
 - ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
 - エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
 - オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に

反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式11により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

また、地方厚生（支）局長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式4の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかなければならない。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 市町村が社会福祉法人等に対して、この交付金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。

ア (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ及びシに掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間

を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式11により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村長に返還しなければならない。

（3）（2）により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

（4）市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

第10条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

（1）市町村長は、別紙様式1による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

（2）都道府県知事は、市町村から前項の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式2により、地方厚生（支）局長が別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（変更申請手続）

第11条 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、前条に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

（交付決定）

第12条 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。

（1）地方厚生（支）局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到着した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

（2）都道府県知事は、地方厚生（支）局長の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対して別紙様式3により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知するものとする。

（3）市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

（交付金の概算払）

第13条 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（状況報告）

第14条 交付金対象事業に係る工事に着工したときは、別紙様式5により工事に着工した

日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙様式6により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（実績報告）

第15条 交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- （1）市町村長は、別紙様式7による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（第9条（1）ウ又は（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙様式9の様式による報告書を当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

- （2）都道府県知事は、市町村から前項の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙様式8による報告書を地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（額の確定）

第16条 都道府県知事は、地方厚生（支）局長の確定通知があったときは、市町村に対し、別紙様式10により、速やかに確定の通知を行うこと。

（交付金の返還）

第17条 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

第18条 特別の事情により、第7条、第10条、第11条及び第15条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1

算 定 基 準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後 児童ク ラブ（ 1 支援 の単位 あたり）	創 設 及 び 改 築	本体工事費	38,151千円 ただし、通知の第1の1に基づき 学校敷地内等において放課後子供 教室との「校内交流型」として一 体的に創設又は改築を行う場合。 76,302千円 通知の第1の2に基づき学校敷地 外で放課後児童クラブを利用する こどもと地域のこどもが共に過 し交流する場と一体的に整備する 場合 76,302千円 一部改築については、通知の第 2により算出されたものを基準額 とする。	放課後児童クラブ の創設及び改築整備 （建物の整備と一 体的に整備されるも のであって、地方厚生 （支）局長が必要と 認めた整備を含 む。）に必要な工事 費又は工事請負費及 び工事事務費（工事 施工のため直接必要 な事務に要する費用 であって、旅費、消 耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び 設計監理料等をい い、その額は工事費 又は工事請負費の2. 6%に相当する額を限 度とする。以下同 じ。）並びに既存建 物の買収のために必 要な財産購入費（PFI 事業及び既存建物を 買収することが建物 を新築することより 効率的であると認め られる場合に限 る。）	市町村が整備 を行う場合 ① ②③以外 の場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 ②通知の第1の3 に基づき待機児童 の解消のための整 備を行う場合※ 国 2/3 〔都道府県 1/6 市町村 1/6〕 ③通知の第1の4 に基づき待機児童 の解消のための整 備を行う場合※ 国 5/6 〔都道府県 1/12 市町村 1/12〕
		賃借料加算	8,863千円	新たに土地を賃借 して放課後児童クラ ブを整備する場合に 必要な費用	市町村が社会 福祉法人等の 行う施設の整 備に対して補 助を行う場合 ① ②③以外 の場合 国 2/9
		特殊附帯 工事費	22,956千円	特殊附帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	
		解体撤去 工事費及 び仮施設 整備工 事費	1 改築に際して既存施設を解体 し撤去する場合 2,025千円 2 改築に際して仮施設を整備 する場合 3,015千円 3 一部改築に際して既存施設を 解体し撤去する場合又は仮施設 を整備する場合は、通知の第 2の2により地方厚生（支）局 長が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な 工事費又は工事請負 費及び仮施設整備 に必要な賃借料、工 事費又は工事請負費	

	拡 張	本体工事費	地方厚生（支）局長が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	都道府県 2/9 市町村 2/9 設置者 1/3 ②通知の第1の3に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 国 1/2
		賃借料加算	8,863千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）	
		特殊附帯工事費	22,956千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により地方厚生（支）局長が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	都道府県 1/8 市町村 1/8 設置者 1/4 ③通知の第1の4に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 国 5/8
		特殊附帯工事費		特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		仮施設設置整備工事費		仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
					都道府県 1/16 市町村 1/16 設置者 1/4

※次のいずれかに該当する市町村が整備を行う場合に限る。

- ・ 財政力指数が1.0未満の市町村
- ・ 交付年度内の全ての整備事業の交付額（待機児童の解消のための整備（社会福祉法人等の行う施設の整備を含む。）に係る国の負担割合を「① ②③以外の場合」に定める負担割合で適用することとした場合に第7条により算出されるこの交付金の交付額とする。）の合計額が1億円を超えない市町村

別表 2

算 定 基 準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保育施設	創 設 及 び 改 築	本体工事費	90,596千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕
		設計料加算	4,530千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕
		環境改善加算	6,113千円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	5,348千円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
		特殊附帯工事費	21,852千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 3,200千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 5,699千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により地方厚生（支）局長が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
	拡 張	本体工事費	地方厚生（支）局長が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	

		設計料加算	本体工事費の 5 %	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	6,113千円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		特殊附帯工事費	21,852千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
	大規模修繕	本体工事費	通知の第 4 の 3 により地方厚生（支）局長が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		特殊附帯工事費		特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		仮施設設置整備工事費		仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 3

算 定 基 準

(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ（1支援の単位あたり）	創 設 及 び 改 築	本体工事費	第8条（1）に基づく場合 57,226 千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 41,966 千円 第8条（4）、（5）に基づく場合 50,359 千円 ただし、通知の第1の1及び2による場合 第8条（1）に基づく場合 114,454 千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 83,932 千円 第8条（4）、（5）に基づく場合 100,718 千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物の新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 ① ②③以外の場合 国 1/3 （都道府県 1/3 市町村1/3） ②通知の第1の3に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合※ 国 2/3 （都道府県 1/6 市町村1/6） ③市町村が通知の第1の4に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合※ 国 5/6 （都道府県 1/12 市町村1/12）
		賃借料加算	第8条（1）に基づく場合 13,295千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 9,749千円 第8条（4）、（5）に基づく場合 11,699千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	
		特殊附帯工事費	第8条（1）に基づく場合 34,434 千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 25,252 千円 第8条（4）、（5）に基づく場合 30,302千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	

		解体撤去 工事費及 仮施設 整備工 事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条（1）に基づく場合 3,038 千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 2,228 千円 第8条（4）、（5）に基づく場合 2,673 千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条（1）に基づく場合 4,523 千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 3,317 千円 第8条（4）、（5）に基づく場合 3,980 千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により地方厚生（支）局長が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な 工事費又は工事請負 費及び仮施設整備 に必要な賃借料、工 事費又は工事請負費	市町村が社会 福祉法人等の 行う施設の整 備に対して補 助を行う場合 ① ②③以外の 場合 国 2/9 〔都道府県 2/9 市町村2/9 設置者1/3〕 ②通知の第1の 3に基づき待 機児童の解消 のための整備 を行う場合 国 1/2 〔都道府県 1/8 市町村1/8 設置者1/4〕 ③通知の第1 の4に基づき 待機児童の解 消のための整 備を行う場合 国 5/8 〔都道府県 1/16 市町村1/16 設置者1/4〕
	拡 張	本体工事費	地方厚生（支）局長が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		賃借料加算	第8条（1）に基づく場合 13,295千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 9,749千円 第8条（4）、（5）に基づく場合 11,699千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）	
		特殊附帯 工事費	第8条（1）に基づく場合 34,434 千円 第8条（2）、（3）に基づく場合 25,252 千円 第8条（4）、（5）に基づく場合 30,302千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	

※次のいずれかに該当する市町村が整備を行う場合に限る。

- ・ 財政力指数が1.0未満の市町村
- ・ 交付年度内の全ての整備事業の交付額（待機児童の解消のための整備（社会福祉法人等の行う施設の整備を含む。）に係る国の負担割合を「① ②③以外の場合」に定める負担割合で適用することとした場合に第7条により算出されるこの交付金の交付額とする。）の合計額が1億円を超えない市町村

別表 4

算 定 基 準
(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保育施設	創 設 及 び 改 築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 135,894千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 99,656千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 119,587千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 6,795千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,983千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 5,980千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 9,170千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 6,724千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 8,069千円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 8,022千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,883千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 7,059千円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
		特殊附帯工事費	第8条(1)に基づく場合 32,778千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 24,037千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 28,845千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 4,800千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工	

		事費	第8条(2)、(3)に基づく場合 3,520千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 4,224千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 8,549千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 6,269千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 7,523千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により地方厚生(支)局長が必要と認めた額とする。	事費又は工事請負費	
	拡 張	本体工事費	地方厚生(支)局長が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 9,170千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 6,724千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 8,069千円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		特殊附帯工事費	第8条(1)に基づく場合 32,778千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 24,037千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 28,845千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	